

# 国民年金の届出・手続きを必ずしましょう

## 国民年金

〈問合先〉 岐阜南年金事務所  
☎273-6161

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。

届け出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。また、不意の事故や病気で障がいが残ったり、万一亡くなられたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれがあります。

次のようなときには、忘れずに役場保険医療課へ届出をし、あなたの大切な年金の権利を守ってください。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
20歳になったとき（厚生年金や共済年金加入者を除く）	第1号被保険者になります。	・印鑑（本人自署の場合は不要）
退職したとき（厚生年金や共済年金加入者の場合）	第2号被保険者から第1号被保険者になります。（第3号被保険者に該当する場合を除く）	・印鑑（本人自署の場合は不要） ・年金手帳 ・雇用保険被保険者離職票など
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	・印鑑（本人自署の場合は不要） ・年金手帳 ・雇用保険被保険者離職票など

- ◆第1号被保険者 自営業者・学生・無職など
- ◆第2号被保険者 会社員・公務員など
- ◆第3号被保険者 会社員・公務員などの被扶養配偶者

## 教育委員会だより

### 地域の中で育つ子どもたち

現在、羽島郡の小中学校の子どもたちは、地域のボランティアの方に教わり、さまざまな場で学習の機会を広げています。昔遊びを一緒にしたり、昔の暮らしについて体験を聞いたりしています。

また、クラブ活動で物作りや伝統芸能などについて、地域の方とふれあいながら学んでいます。町探検や職場見学・職場体験では、子どもたちが地域へ出かけます。このように、教科書だけでは学べない生の体験から多くのことを感じ、学んでいます。

学校以外でも学びの場はいろいろあります。スポーツ少年団ではスポーツを通してマナーや努力することを学びます。子ども会では、ボランティア活動や地域行事への参加などの体験をします。

また、地域の祭りに参加することで、地域の伝統文化を学ぶこともしていきます。

平成13年5月2日毎日新聞の記事に「〈あいさつをABC評価〉Cだと留年」というものがありました。これは、ある高校で「生徒のあいさつの態度を教師が評価し、成績通知表に書き込むとともに、Cをとった生徒は卒業や進学を認めないとした。」というものです。皆さんは、どのように思われますか。

あいさつをすることはごく自然なことで、大人や周りのものが評価したり強制したりして「させるもの」ではないはずです。子どもたちがあいさつをしたり、心を豊かにしたりするために、大人は温かく育てることが大切です。

羽島郡では、「あいさつで町をよくしたい」という願いを持って、中学生が中心となってあいさつ運動に取り組んでいます。この運動に対し、地域の方も一緒に校門や駅などに立って支えていただいています。地域の中で育つ子どもたちに、これからも温かい励ましをお願いします。